

特集1 JCM新署名国及び署名国一覧

特集2 JCM署名国ラオスの魅力

イベントレポート 公開セミナー「ベトナムにおける二国間クレジット制度(JCM)の促進」
「地球温暖化対策シンポジウム2014」

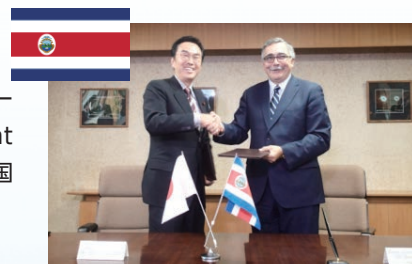
新メカプラットフォームウェブサイト コスタリカ、パラオ、インドネシアのJCM制度文書に関する情報の更新

特集1 JCM新署名国及び署名国一覧

日本は世界的な排出削減・吸収に貢献するため、途上国の状況に柔軟かつ迅速に対応した技術移転や対策実施の仕組みを構築するべく、二国間クレジット制度(JCM)を提案しています。

JCM新署名国: コスタリカ、パラオ共和国

2013年12月9日、東京にて、石原伸晃環境大臣とコスタリカのレネ・カストロ・サラサー環境エネルギー大臣(H.E. Dr. René Castro Salazar, Minister of Environment and Energy, Republic of Costa Rica)との間で、二国間クレジット制度に関する二国間文書の署名が行われました(右図)。コスタリカとの署名は、中南米では初となります。



コスタリカとの署名の様子

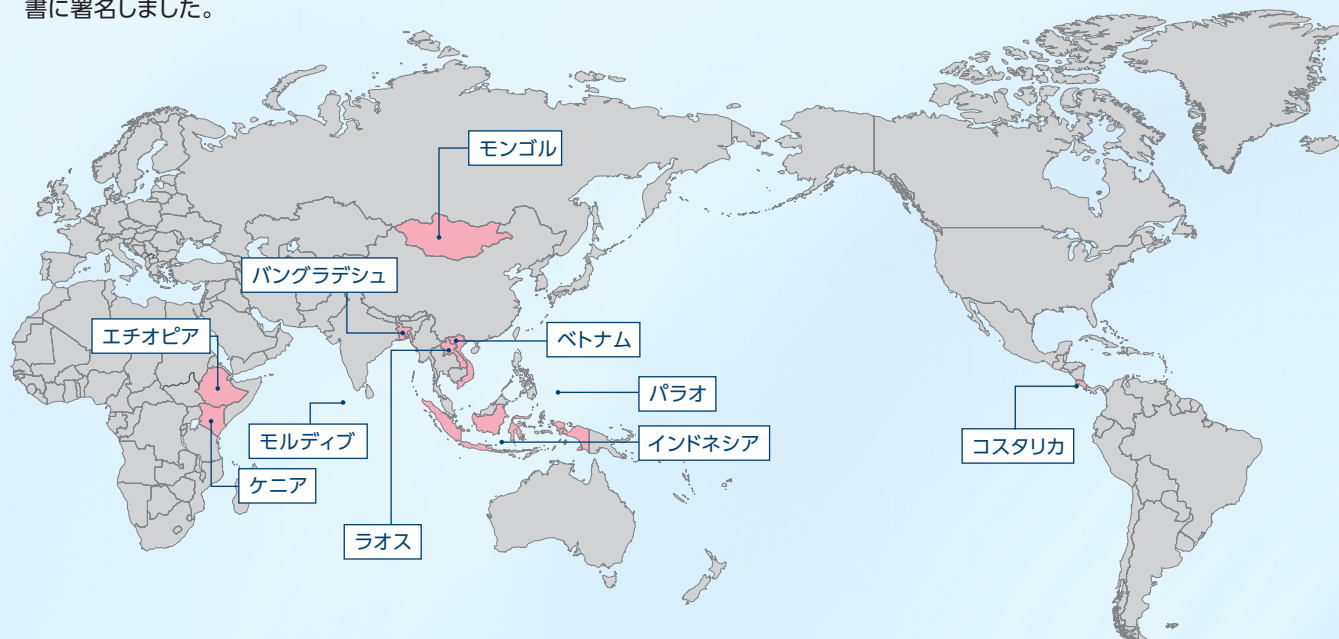


さらに2014年1月13日(現地時間同日)、パラオ共和国において、同国を訪問中の石原伸晃環境大臣とチャールズ・オビアン公共基盤・産業・商業大臣(H.E. Mr. Charles Obichang, Minister of Public Infrastructure, Industry and Commerce)との間で、二国間クレジット制度に関する二国間文書の署名が行われました(左図)。

パラオ共和国との署名の様子

JCM署名国一覧

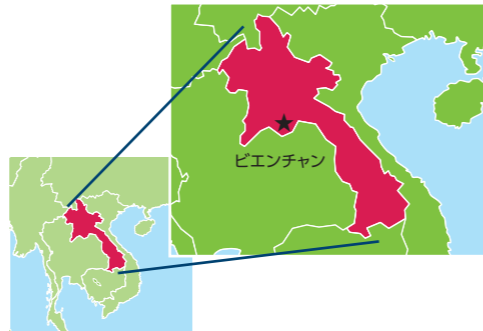
日本は、2011年から開発途上国と二国間クレジット制度(JCM)に関する協議を行ってきており、2014年2月28日時点でモンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオとJCMに係る二国間文書に署名しました。



■ ラオス概況

ラオス人民民主共和国は、1975年に社会主義国家として成立しました。2013年時点で人口677万6,000人を有し、実質GDP成長率は8.3%を記録しています(出所:IMF World Economic Outlook Database)。

ラオスは、経済が不安定な中、80年代中ごろには市場原理の導入や対外経済開放等を進め、現在では外国からの投資や支援を受け、高い経済成長を達成しています。



■ ラオスにおけるJCMポテンシャル

2013年8月、日本はラオスとJCMに係る二国間文書に署名しました。ラオスは、周辺国との経済関係を重視し、経済特区を設ける等、外国企業の誘致に積極的です。ラオスの魅力は、電力、水道、労働コストが安く、識字率が高い点です。課題は交通インフラですが、急速に開発が進む南北回廊等、周辺国とのアクセスが改善すれば、多くのビジネスチャンスが生まれると期待されています。またラオスは自然環境に恵まれており、電気自動車の普及やバイオマスを活用した工場運営等は、多くの関心が持たれています。今後JCMを利用したビジネス展開が期待されます。

■ 日本の民間事業者の取組概要

「電気自動車の利用促進」JCM方法論実証調査(DS)
(株式会社アルメックVPI)

● 事業の概要

本事業は、ラオスの首都ビエンチャン及び古都ルアンプラバンで、既存の3輪自動車(トゥクトゥク)の代替として電動3輪車を数百台規模で導入することを柱とする事業です。DS調査ではJCM方法論案を開発し、実証用としてルアンプラバンに電気自動車(EV) 4台を導入、モニタリングを行い、排出削減量を算出しました。この結果、方法論は十分に実用的であり、モニタリング体制を含めて現地で適用可能であることを確認しました。ラオスは発電量のほぼ全てが水力発電なので、グリッド排出係数が非常に低く、EVによるプロジェクト排出量が少ないため、CO₂排出削減効果は大きくなります。また全量輸入に頼るガソリンの輸入量減少は、環境面のみならず国民経済面、エネルギー安全保障面に係る諸課題を包括的に改善できる可能性があります。



既存のトゥクトゥク

EVのイメージ

● ラオスにおけるEV事業の今後の展開

ラオスにおけるEV普及事業は2012年よりJICAが取り組んでおり、本事業はEV普及のロードマップに示されるモデルプロジェクトとして位置付けられます。ラオスでのEV利用促進事業は単なる車両導入だけでなく、インフラ整備、安全なEV普及のための制度づくり、EV関連組織・人材の育成、既存事業者との調整など必要な取り組みは多岐にわたります。JCM事業とODA事業の一体的な活用により、持続可能なEV社会への取組を支援していきます。

ベトナムにおけるGHG排出削減プログラム・プロジェクトの潜在可能性について

ベトナムでは、GHG排出削減のための調査を行っており、優先的に対応すべき政策やメカニズムの策定を進めています。また、ベトナムのNAMAフレームワークにおいては、その方法論、登録、パイロットプロジェクトの実施を行うための取組を進めています。

一方、削減活動を行うための管理体制やキャパシティが限られており、先進国からの支援が必要です。JCMでは、技術移転や資金面での支援、キャパシティ・ビルディングに期待しており、コベネフィットとして、プロジェクト実施による雇用増加、環境改善、環境意識の向上等に注目しています。ベトナムでは、産業分野の削減ポテンシャルは大きいですが、完全に調査されたわけではありません。既に28のFSやDSが実施されていますが、今後、日本と協力して、さらなる低炭素社会の実現を目指します。



ベトナムJCM
合同委員会事務局
Le Ngoc Tuan氏

ベトナムにおけるJCM設備補助事業(設備補助)・実証案件組成調査(PS)の内容

設備補助「水産加工分野への高効率NH3ヒートポンプ導入プロジェクト」
(株式会社 前川製作所)

この事業は、ベトナムにおける水産加工分野を対象として、冷凍装置から生じる高温の排熱を利用して給湯を行うものです。使用するヒートポンプは、省エネ機器を導入し、ノンフロン(NH3)自然冷媒を用いるため、GHG排出削減が実現できます。

弊社のコア技術である圧縮技術・低温技術・熱交換技術・流体技術を基に、省エネや脱フロンを進め日本とベトナムのエネルギー、環境問題の解決を目指します。



グローバル販売ブロック
統括リーダー
木瀬 良平

設備補助「ビール工場における総合的省エネルギー設備」(株式会社 レノバ)

ベトナムのビール工場を対象に、工場全体に省エネ設備(バイオガスボイラー、高性能スクラパー、熱交換器、パストライザー等)を導入する事業です。

当事業では、エネルギー構造解析シミュレーターを用い、個別の生産工程ごとではなく、工場全体のエネルギー構造を解析し、省エネポテンシャルを特定し、機器を導入します。

方法論作成は、煩雑な追加性証明を避けるため、ホスト国での普及率を元に、技術のポジティブリストを作成します。また、複合技術を導入した場合の削減量評価は、原単位法を活用して計算を行います。

日本の技術と資金のサポートにより、投資回収年数を短くし、現地での省エネが促進されると考えます。



環境エネルギー事業部
マネージャー
野田 創太郎

PS「卸売市場における有機廃棄物メタン発酵及びコジェネレーション」
(日立造船 株式会社・株式会社 サティスファクトリーインターナショナル)

本PSは、ベトナム・ホーチミン市の卸売市場で発生する廃棄物の中から生ごみを分別収集し、市場内に設置するメタン発酵システムで嫌気処理を行なう事業です。また、回収したバイオガスを利用してコジェネレーション設備で発電及び熱回収を行ない卸売市場に供給します。さらに、メタン発酵後の残渣から堆肥・液肥を生産し、近隣農家に供給します。

現在、投資ライセンスの取得を進めており、4月から1年半をかけて工事を行う予定です。

また、液肥は有害物質が入っていない事を確認し、農業ビジネスへの貢献を視野に活動を進めていきます。

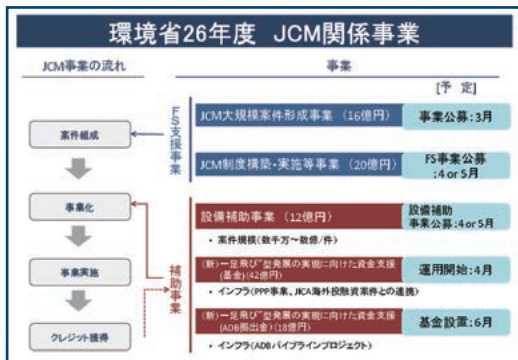


事業企画部 海外統括部
担当部長
塚原 正徳

環境省の委託を受けて、(公財)地球環境センター(GEC)が実施した「平成25年度 二国間クレジット制度(JCM)の実現可能性等調査」の成果報告、及びJCM実施に向けた環境省の取組を紹介するため、「地球温暖化対策シンポジウム2014:二国間クレジット制度(JCM)プロジェクトと適用方法論の開発に向けて」が、平成26年2月25日(火)に東京で開催されました。

● JCMに関する環境省の取組

環境省からJCMの概要、COPIにおけるJCM署名国会合の様子、環境省平成26年度JCM関係事業について、その概要説明がなされました。



● JCM実現可能性等調査の成果報告

環境省の委託を受けた民間事業者によるJCM実証案件組成調査4件について発表がなされ、調査の課題(相手国の予算措置、法令、各種許認可等)が紹介されました。

また、本調査を基に他セクターや他国への展開を考えている積極的な企業も見られました。

● JCM実現可能性等調査の改善について

平成25年度の実現可能性調査の課題を踏まえ、GECから以下の改善提案がなされました。

＜JCM方法論作成における改善提案＞

- ・調査提案時に方法論案を提出してもらい、方法論の主要な論点(適格性要件の設定、リファレンス排出量の設定、デフォルト値の設定等)に関する根拠資料作成を目的とした調査設計とする。
- ・相手国で現在未整備だが方法論提案に必要な統計データ等をリスト化し、相手国と協力してデフォルト値の開発を進める。

＜JCMプロジェクトの事業化における改善提案＞

- ・JCM実証案件組成調査では、JCM署名国、事業化の可能性が高い案件を優先して扱う。
- ・調査成果として、設備補助事業への申請に必要な具体的なプロジェクト計画を求める。また、相手国側カウンターパートとプロジェクトに関する合意形成を図り、コンソーシアムの形成を進める。
- ・低炭素技術・製品等を導入するために解決すべき阻害要因を整理する。



新メカニズム情報プラットフォームウェブサイト

更新情報

新メカニズム情報プラットフォーム New Mechanisms Information Platform

新メカニズムとは 二国間クレジット制度(JCM) 支援プログラム 各国の情報
HOME > 二国間クレジット制度(JCM)
○ 二国間クレジット制度(JCM)

第1回合同委員会(2013年9月18日 於: ハノイ)

Meeting report (レポート)

第2回合同委員会(2014年2月17日 於: 東京)

採択文書

Meeting report (レポート)

新メカ情報プラットフォームでは、JCMに関する情報を発信しています。最新情報として、コスタリカ、パラオ、インドネシアのJCM制度文書に関する情報を掲載しました(右図)。また、第一回、第二回日・ベトナム合同委員会の報告書を掲載しました。

合同委員会
第1回合同委員会(2013年10月16日-17日 於: ジャカルタ)
Meeting report (レポート)
Annex 1: Joint Crediting Mechanism Rules of Procedures for the Joint Committee (合同委員会運営規程)
Annex 2: Rules of Implementation for the Joint Crediting Mechanism (JCM) (実施規程)
Annex 3: Joint Crediting Mechanism Project Cycle Procedure (プロジェクトサイクル手順)
Annex 3.1. JCM Modalities of Communication Statement Form (連絡方法管理書用紙)
Annex 3.2. JCM Validation Report Form (妥否性確認報告書用紙)
Annex 3.3. JCM Project Registration Request Form (プロジェクト登録申請用紙)
Annex 3.4. JCM Verification Report Form (検証報告書用紙)
Annex 3.5. JCM Credits Issuance Request Form (クレジット発行申請用紙)
Annex 3.6. JCM Approved Methodology Revision Request Form (承認方法論改訂申請用紙)
Annex 3.7. JCM Post-Registration Changes Request Form (登録後変更申請用紙)

<http://www.mmechanisms.org/initiatives/index.html>

【発行元】



一般社団法人 海外環境協力センター

〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-8 芝公園アネックス7階
TEL: 03-5472-0144 FAX: 03-5472-0145
Email: info@mmechanisms.org
URL: <http://www.mmechanisms.org>

環境省平成25年度国際的な地球温暖化対策における市場メカニズムの活用に関する情報収集・提供事業委託業務により作成



古紙/ハルパ配合率100%再生紙と大豆油インキを使用しています。